

【見直し後2号、3号】平成27～29年度(実績値)、平成30・31年度(計画値)

(「30弾力化」欄には、平成30年度において、年度当初からの「定員の弾力化」による受入見込数を記載している)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	30弾力化	31年度			
2号 認定	3-5 歳	①量の 見込み	a)教育利用希望		19	1	0			
		b)上記以外		3,167	3,225	3,300	3,269	3,269	3,296	
	②確保 方策	a)教育利用希望	幼稚園	750	753	763				
			認定こども園	34	34	34				
			計	784	787	797				
		b)上記以外	認可保育所	2,560	2,764	2,764	2,810	3,012	3,035	
			認定こども園	98	110	110	125	125	125	
			認可外保育所	163	163	163	163	163	140	
	計	2,821	3,037	3,037	3,098	3,300	3,300			
	②-①		419	598	534	△ 171	31	4		
3号 認定	1-2 歳	①量の 見込み	2,268	2,307	2,385	2,463	2,463	2,396		
		②確保 方策	認可保育所	1,691	1,813	1,838	1,888	2,236	2,200	
			認定こども園	77	85	85	85	102	102	
			認可外保育所	127	127	127	127	127	106	
	計		1,895	2,025	2,050	2,100	2,465	2,408		
	②-①		△ 373	△ 282	△ 335	△ 363	2	12		
	0歳	①量の 見込み	375	417	407	399	399	395		
		②確保 方策	認可保育所	659	728	743	772	424	424	
			認定こども園	15	15	15	15	15	15	
			認可外保育所	60	60	60	60	60	54	
計			734	803	818	847	499	493		
②-①		359	386	411	448	100	98			
合計	①量の 見込み	5,829	5,950	6,092	6,131	6,131	6,087			
	②確保 方策	認可保育所	4,910	5,305	5,345	5,470	5,672	5,659		
		認定こども園	190	210	210	225	242	242		
		認可外保育所	350	350	350	350	350	300		
		合計	5,450	5,865	5,905	6,045	6,264	6,201		
②-①		△ 379	△ 85	△ 187	△ 86	133	114			

教育・保育施設を利用する子どもの認定区分

2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、保護者の就労等の事由により家庭で必要な保育を受けることが困難である子ども(保育所・認定こども園を利用)

3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どものうち、保護者の就労等の事由により家庭で必要な保育を受けることが困難である子ども(保育所・認定こども園を利用)

1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、2号認定以外の子ども(幼稚園・認定こども園を利用)

＜量の見込みについて＞

◆量の見込みは、毎年度4月1日を基準日に設定し、次の項目毎の実績値をふまえ推計した。

- ・認可保育所入所者数
- ・国へ報告した待機児童数
- ・私的理由による入所未決定者数
- ・認可外保育所入所者数

◆幼稚園利用については、平成29年度からすべて1号認定とする取扱いとしている。

※第2回会議資料からの変更なし

＜確保方策(定員)について＞

◆平成30年度の確保方策(定員)について

- ・認可保育所・認定こども園については、定員変更等に関する意向調査の結果による受入可能児童数を確保方策に反映している。
- ・認可保育所1か所の新設を見込んでいる。
- ・認可外保育所については、過去の実績から確保方策を推計している。
- ・2号児童及び3号児童の1-2歳児においては、量の見込みに対し確保方策の不足が生じる見込みである。

※年度当初からの「定員の弾力化」を活用すれば、量の見込みに対応できる見通しである。(「30弾力化」欄参照)

◆平成31年度の確保方策(定員)について

- ・認可保育所・認定こども園においては、平成30年度当初の「定員の弾力化」により満たした受入れ見込み数を基に、定員増が可能な既存施設について定員増を図り、量の見込みに対応していく。
- ・認可保育所1か所の新設を見込んでいる。
- ・上記のほか、必要と認められる場合において、安定的な経営・保育の質の確保を前提として、新たな施設整備を行うことにより、量の見込みに対応していく。

※確保方策欄に用いた数値について

30、31年度：見直し後の確保方策(計画値)

30弾力化：既存施設の定員弾力化による受入可能数(参考値)

＜定員の弾力化による受入れについて＞

◆量の見込みに対応するため、緊急やむを得ない措置として、認可保育所・認定こども園において、年度当初からの「定員の弾力化」を活用し受け入れを行う。

◆確保方策の総数が量の見込みを上回った後も、一部の地域においては需要が供給を上回る状態が当分の間は続く見込まれることから、上記の措置は当面5年間(平成30年度から平成34年度まで)実施する